

日野市パートナーシップ制度の導入について ～ポイント整理～



日野市平和と人権課
令和3年11月

目 次

1.	パートナーシップ制度とは.....	1
2.	背景.....	1
3.	制度導入の目標・理念.....	3
4.	制度の検討方法及びスケジュール.....	4
5.	主な検討事項.....	5
6.	パートナーシップ制度の導入に伴い、対応が望まれる行政サービスについて	7
7.	補足資料.....	8

1. パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、地方自治体で条例や規則、要綱等を整備することにより、同性のカップル等が婚姻に相当する関係を認める制度のことをいいます。パートナーシップ制度は、自治体ごと条例や規則、要綱を定めるなどして運用しているため、自治体により制度の特徴が異なります。（*注意点参照）

*注意点：自治体で定める条例や規則は地方自治法に定められており、法令に違反しない限りにおいて定めることができるとされております。条例や規則に基づく本制度の証明を受けたとしても、相続、所得税の配偶者控除・扶養控除、遺族年金の給付など法律で定められている制度については認められません。また、自治体により制度の特徴が異なるため、証明を受けることで受けられる行政サービス等も異なります。

2. 背景

(1) 世界の状況

ヨーロッパ、アメリカ、オセアニアなど 29 か国で同性婚が法的に認められています。



出典：認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ

(2) 日本の状況

日本では、同性婚は法的に認められていません。平成31年2月に、性別を問わず結婚ができるようになることを求め「結婚の自由をすべての人に」訴訟が、札幌、東京、名古屋、大阪の裁判所で始まりました。令和元年9月には福岡の裁判所でも

開始しています。本訴訟は、同性カップルが結婚できないことが憲法違反だと問う、日本で初めての訴訟です。

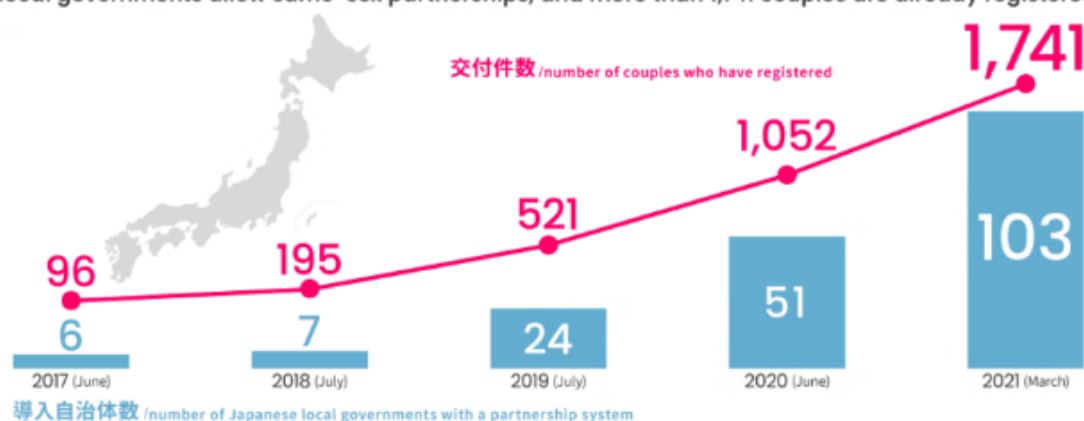
その一方、地方自治体ではパートナーシップ制度等の導入が進んでおります。平成 27 年(2017 年)に渋谷区、世田谷区が全国で初めて導入して以来、近年、導入自治体は急速に増加しています。令和 3 年(2021 年)4 月時点で、全国で 103 の自治体がパートナーシップ制度を導入しております。都内では、8 区 4 市がパートナーシップ制度を導入しています。

パートナーシップ制度登録件数の経年変化

LGBT partnership systems cover more across Japan



パートナーシップ制度のある自治体は急速に増えており、2021年4月には103自治体、2021年3月末時点で1,741組が登録している。
103 local governments allow same-sex partnerships, and more than 1,741 couples are already registered.



2017年6月より開始した全国パートナーシップ制度登録件数調査は今年で5年目を迎えました。パートナーシップ制度を導入する自治体は急速に増えており、2021年4月には103自治体が導入し、2021年3月末時点の登録件数は1,741組になりました。

データ元：渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ共同調査

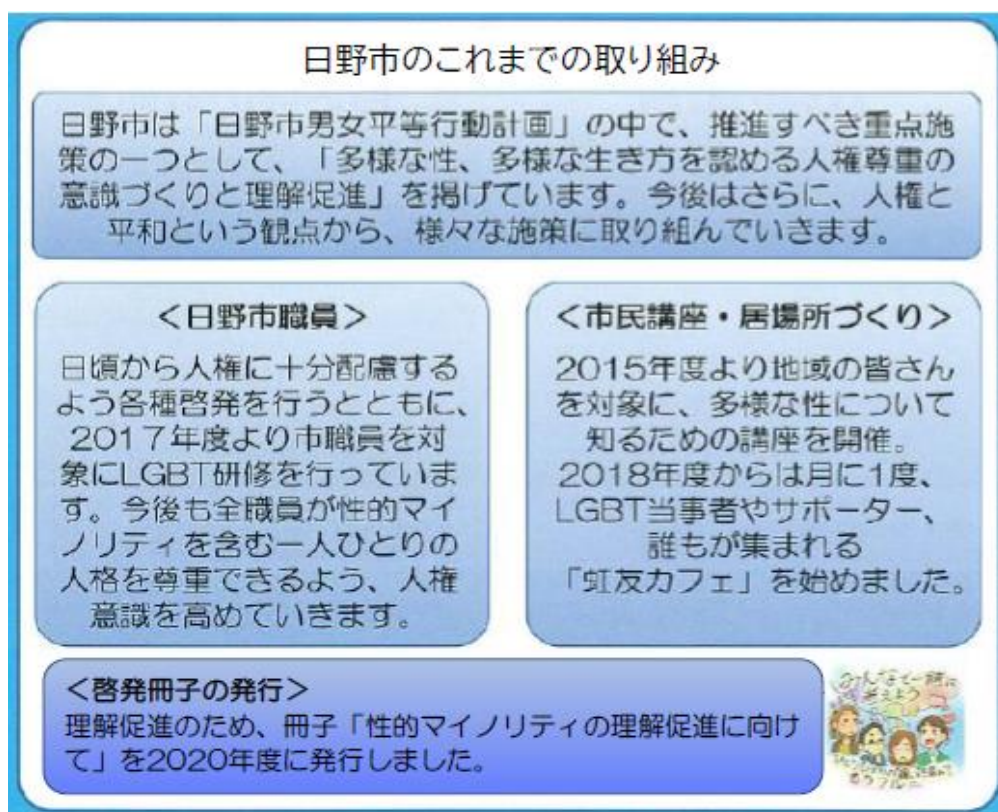
出典：認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ

(3) 日野市の状況

日野市においては、令和 2 年 6 月の市議会において、パートナーシップ制度導入についての請願が提出され、採択されております。

また、第 4 次日野市男女平等行動計画策定に伴い、令和元年度に実施した「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査」の結果によると、性的マイノリティと呼ばれる人たちに対して自治体の必要な取組みとして、32%の方が「パートナーシップ制度の導入」をあげています。このような状況を踏まえ、第 4 次日野市男女平等行動計画の基本目標Ⅰの中に「多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり」を新たに追加し（第四次日野市男女平等行動計画 p 42、p 34 参照）、「パートナーシップ制度等の導入に向けた取組」を重点施策として盛り込み

ました。(第四次日野市男女平等行動計画 p 42 参照) この重点施策を推進するため、支援者や有識者からなる日野市パートナーシップ制度検討委員会を令和 3 年 9 月に立ち上げ、検討を開始します。また、男女平等推進委員会及び男女平等行政推進本部は、市における男女平等施策について推進する役割を担うため、本制度の検討事項について、令和 3 年度の会議の議題として取り上げることになりました。



(4) 性的マイノリティの方々が抱える困難について

電通による「LGBTQ+調査 2020」では、性的マイノリティの割合は人口の約 8.9%とされています。偏見や差別を恐れて、家族や友人、職場の同僚や上司に打ち明けることができない人も多く存在します。

(一社) LGBT 法連合会の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」によると、性的指向や性自認を理由とした学校や職場でのいじめや就労における内定の取り消し、性自認・性的指向の一方的な暴露(アウティング)、医療機関で入院中のパートナーの病状や治療の説明が受けられない等、日常の様々な面で困難を感じている現状があります。

3. 制度導入の目標・理念

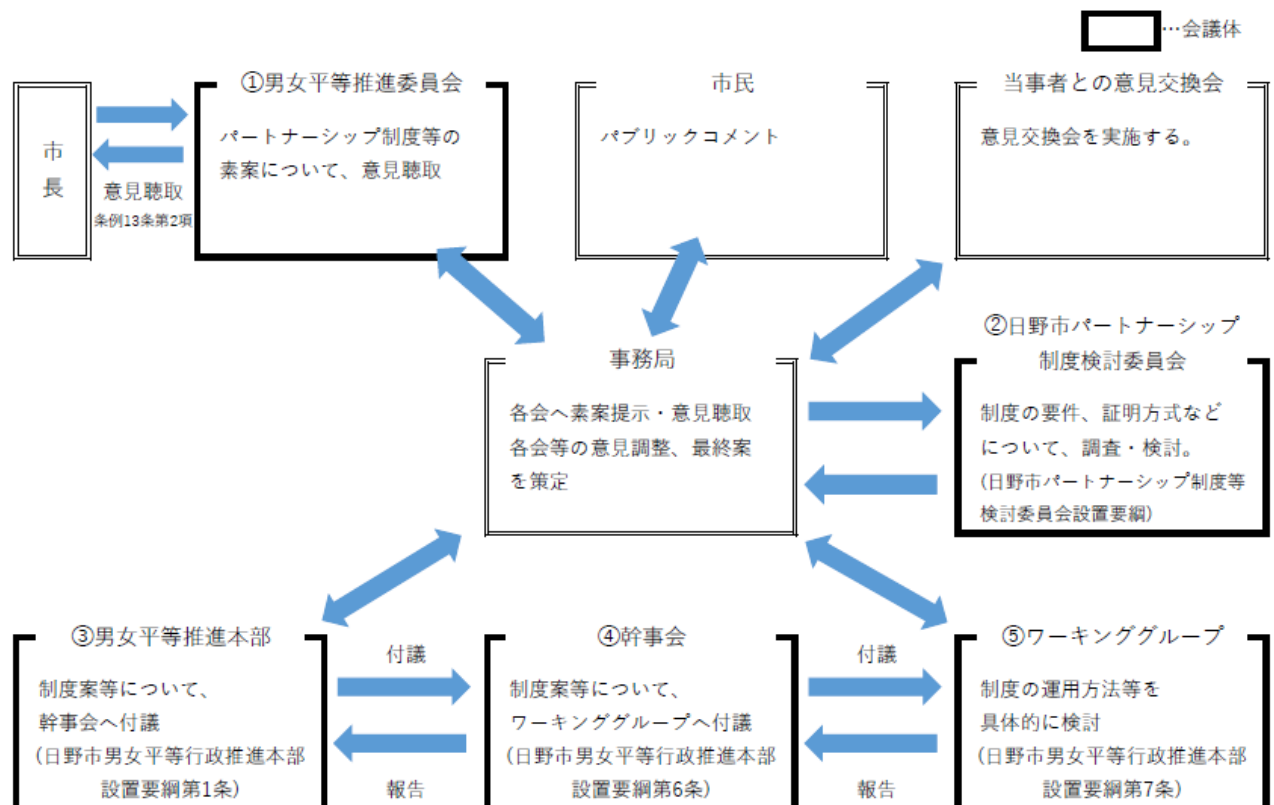
第四次日野市男女平等行動計画の「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる

豊かな社会をめざして」を基本理念とし、「多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまち＝日野」を目指します。

同性婚は日本では法的に認められておりませんが、大切な相手と一緒に人生を共に歩む二人の関係は、異性間に限らず、どのような性別同士であっても同じです。性自認・性的指向によらず、人生を共に歩むパートナーとしての2人の関係性を大切にするため、日野市ではパートナーシップ制度を導入します。同性カップル等がパートナーとして認められないがために引き起こされる日常生活における様々な困難な状況の改善に務め、性的マイノリティの人たちへの支援につなげます。

4. 制度の検討方法及びスケジュール

(1) 検討方法



各会議体から制度案について意見聴取し、当事者との意見交換会や、制度導入のための条例改正案について、パブリックコメントを実施し、制度案をまとめます。最終的に、制度案を盛り込んだ条例改正案を市議会に付し決定いたします。

(2)スケジュールについて

○：検討 ●：案決定 ◎：確定・報告

時期	R3					R4										パブリックコメント	調整結果の報告	条例・規則（案）議会上程
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～11月			
男女平等推進委員会	8/23	-		11/12	-	-	-	3/25	-	-		調整中			最終報告			
日野市男女平等行政推進本部会議	-	-	10/19	-	-	-	2/9	-	-	5/12		調整中			最終報告			
パートナーシップ制度検討幹事会	-	-	10/20	11/25	-	1/20	-	3/21	-	-		調整中			最終報告			
パートナーシップ制度検討WG	-	-	10/20	11/25	-	1/20	-	3/21	-	-		調整中			最終報告			
パートナーシップ制度検討委員会	-	9/29	-	11/19	-	1/28	-	2/25	-	-		調整中			最終報告			
当事者との意見交換会	-	-	-	-	-	1/23	-	-	-	-		-	-		最終報告			
スケジュールの提示	●	●	●		-					-								
理念	○	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●				◎			
根拠法令	○	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●				◎			
制度要件	配偶者等	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	年齢	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	性別等	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	住所地	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	国籍	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
その他	(○)	○	○	○	-	○	○	●	●	-	●			◎				
申請方法	申請場所	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	証明書発行手数料	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	提出書類	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	証明書方法・書式	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	通称名の使用の可否	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	申請書類書式	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
	その他	(○)			○	-	○	○	●	●	-	●			◎			
条例・規則案作成	(○)				-	○	○	●	●	-	●			◎				
ガイドライン	(○)				-	○	○	○	○	-	○	○	○	●-◎				
窓口受付等	受付方法	(○)				-				-		○	○	●-◎				
	審査方法	(○)				-				-		○	○	●-◎				
	台帳管理	(○)				-				-		○	○	●-◎				
	情報共有の方法	(○)				-				-		○	○	●-◎				

※日程は変更される場合があります。
 ※令和4年12月施行の場合のスケジュールです。

5. 主な検討事項

(1)根拠規定

- ①要綱で制定する場合
- ②条例・規則で施呈する場合

(2)対象者の範囲

- ①パートナーシップ制度に限る場合
 パートナー同士を対象者とする。
- ②パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度とする場合
 パートナー同士の子どもを含める。

(3)申請要件

- ①年齢要件
 - ・成人していること
 - ・ファミリーシップ制度も含める場合、子どもの年齢要件について
- ②性別等要件
 - ア.性的マイノリティのみ対象とする場合

- a. 戸籍上の同性に限る。
- b. 戸籍上の同性及び性自認上の同性も含める。
【例】戸籍上「男性」で性自認が「女性」の方と戸籍上「女性」のパートナーシップ関係も認める。上記 a の場合は認められない。
- c. 一方または、双方が性的マイノリティであれば性別は問わない。

イ. 事実婚を対象とする場合

性自認は問わなくなるため、性別要件は不要。

③住所地要件

- ・双方が市内在住とするのか、双方または一方が市内在住とするのか
- ・上記要件に転入予定者も含めるかどうか

④配偶者等

- ・お互いに配偶者・パートナーがいないこと(民法上の重婚の禁止(732 条)に相当する規定)

⑤その他

- ・婚姻に関する民法上の規定(民法 734 条～736 条)について

【参考;民法第 734 条～第 736 条】

(近親者間の婚姻の禁止)

第 734 条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第 817 条の 9 の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

(直系姻族間の婚姻の禁止)

第 735 条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第 728 条又は第 817 条の 9 の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(養親子等の間の婚姻の禁止)

第 736 条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後でも、婚姻をすることができない。

📌 ポイント

養子縁組により親子関係にある場合は、直系血族になるため、734 条の規定により婚姻できず、また、736 条の規定により、養子縁組解消後も婚姻できないということになります。

(4)申請方法

- ① 申請窓口(平和と人権課・市民窓口課・七生支所を想定)
- ② 証明書発行手数料
- ③ 証明方法 (形式、内容(証明、宣誓、登録、公正証書 等))
いくつかの証明方法があります。
ア. 2 人の宣誓に基づく証明
イ. パートナースhip制度への登録をしたことに対する証明
ウ. 公正証書に基づく証明
- ④ 通称名の使用について
- ⑤ 証明書の書式
- ⑥ 申請書類の書式
- ⑦ 提出書類(戸籍、公正証書、宣誓書 等)
- ⑧ その他

(5)申請要件を満たさなくなった場合等の各種届出

- ① 転出時
- ② 亡くなられた時
- ③ パートナースhip解消時
- ④ 申請内容に虚偽があったことが判明した場合
- ⑤ その他

(6)その他の事項

6. パートナースhip制度の導入に伴い、対応が望まれる行政サービスについて

(1)市営住宅(家族世帯)の申込み

担当課：財産管理課

(2)市職員の福利厚生(結婚休暇・介添休暇・育児参加休暇・介護休暇・忌引等)の適用

担当課：職員課

(3)病院での対応(治療計画や病状等の説明、手術の同意などの対応)

担当課：市立病院

(4)その他

7. 補足資料

(1) 多様な性に関する用語等説明

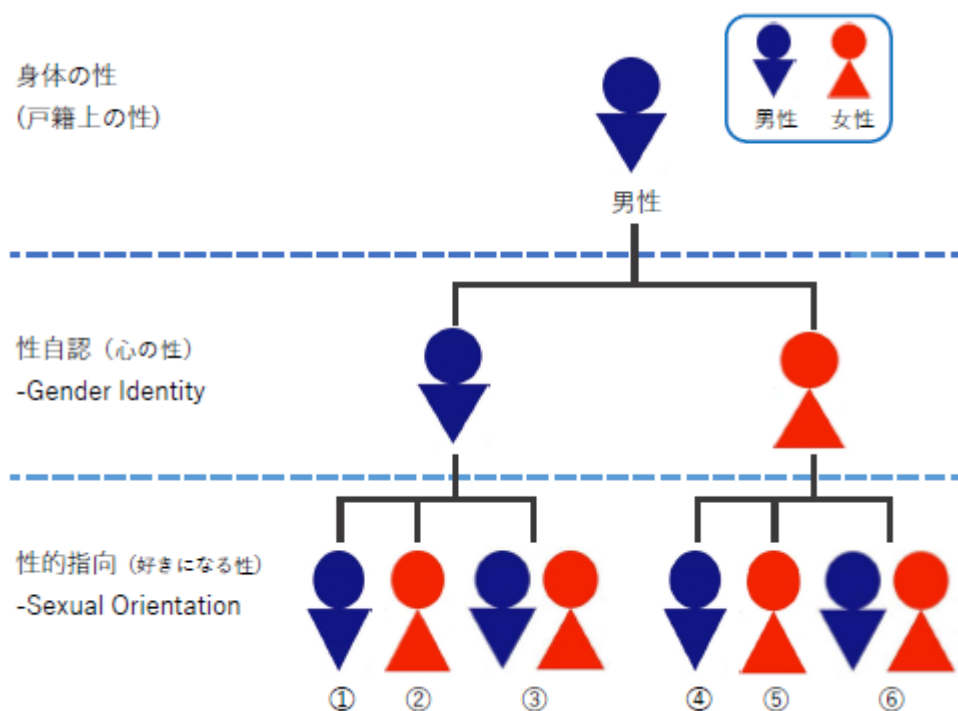
① 多様な性について(性の4要素)

要素	説明
① 身体の性（戸籍上の性）	生まれた時の性、生物学的性。
② 性的指向（好きになる性） -Sexual Orientation	恋愛や性的な関心がどの制に向くか、あるいは向かないか。
③ 性自認（心の性） -Gender Identity	自分がどの性別であるか、あるいはないかについての認識。
④ 表現する性(社会的性) -Expression	髪型や服装、言葉遣いなど、社会に向けて自分の性をどのように表現するかを示す。

② SOGI とは

上記①の性の4要素のうちの「性的指向(好きになる性)-**S**exual **O**rientation」と「性自認(心の性)-**G**ender **I**dentify」の頭文字をとった略称です。性のあり方、多様性を踏まえて使用されるようになった言葉です。性のあり方は、様々です。SOGI はすべての人に関わることであり、誰もが当事者なのです。

【多様な性の一例】



ゲイ（性自認が男性で、性的指向も男性）…①

レズビアン（性自認が女性で、性的指向も女性）…⑤

バイセクシュアル(性的指向が異性にも同性にも向かう人)…③・⑥

ヘテロセクシュアル(性的指向が異性に向かう人)…②・④

トランスジェンダー(身体の性が性自認と一致しない人)…④～⑥

シスジェンダー(身体の性と性自認が一致している人)…①～③

*上記の他、自らの性のあり方を決められない、わからない人(クエスチョニング)、性自認が女性・男性と明確に分けられない人(Xジェンダー)、他者に恋愛感情や性的な関心・興味がない人(アセクシュアル)など、様々な人がいます。

③ 用語説明

用語	説明
LGBTQ+	レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニング/クィア(Q)の頭文字を組み合わせた言葉。+は、性のあり方は多様であり、LGBTQ 以外にも存在していることを意味している。
レズビアン	性自認が女性で、女性を好きになる人
ゲイ	性自認が男性で、男性を好きになる人
バイセクシュアル	女性も男性も好きになる人
トランスジェンダー	身体の性が性自認と一致しない人
シスジェンダー	身体の性が性自認と一致している人
Xジェンダー	性自認が女性・男性に二分できない人(中性・両性・無性・不定性など)
ジェンダー	身体の性に対して、社会的・文化的に作られる性別のこと。
クエスチョニング	自らの性のあり方について、わからない人や迷っている人などのこと。
クィア	性的マイノリティ全体を意味する言葉
アセクシュアル	他者に恋愛感情や性的な関心・興味がない人
パンセクシュアル	好きになる相手の性のあり方は関係ない人
ヘテロセクシュアル	性自認が女性で男性を好きになる人、性自認が男性で女性を好きになる人

(2) パートナースhip制度導入自治体一覧

* 導入自治体数 110 、申請累計件数 2,018 件(令和 3 年 6 月 30 日 現在)

No	自治体名	都道府県	開始日	開始日から令和 3 年 6 月 30 日までの累積件数
1	札幌市	北海道	平成 29 年 6 月 1 日	130
2	弘前市	青森県	令和 2 年 12 月 10 日	2
3	茨城県	茨城県	令和 1 年 7 月 1 日	52
4	栃木市	栃木県	令和 2 年 11 月 1 日	1
5	鹿沼市	栃木県	令和 1 年 6 月 3 日	4
6	群馬県	群馬県	令和 2 年 12 月 21 日	10
7	渋川市	群馬県	令和 2 年 12 月 21 日	0
8	安中市	群馬県	令和 3 年 4 月 1 日	0
9	大泉町	群馬県	平成 31 年 1 月 1 日	1
10	さいたま市	埼玉県	令和 2 年 4 月 1 日	29
11	川越市	埼玉県	令和 2 年 5 月 1 日	15
12	行田市	埼玉県	令和 3 年 4 月 1 日	0
13	本庄市	埼玉県	令和 3 年 4 月 1 日	2
14	東松山市	埼玉県	令和 3 年 7 月 1 日	-
15	鴻巣市	埼玉県	令和 2 年 12 月 1 日	1
16	上尾市	埼玉県	令和 3 年 3 月 16 日	5
17	越谷市	埼玉県	令和 3 年 4 月 1 日	5
18	桶川市	埼玉県	令和 3 年 2 月 1 日	2
19	北本市	埼玉県	令和 2 年 11 月 1 日	1
20	坂戸市	埼玉県	令和 2 年 10 月 1 日	1
21	伊奈町	埼玉県	令和 3 年 3 月 1 日	0
22	三芳町	埼玉県	令和 3 年 4 月 1 日	1
23	千葉市	千葉県	平成 31 年 1 月 29 日	97
24	松戸市	千葉県	令和 2 年 11 月 1 日	15
25	浦安市	千葉県	令和 3 年 5 月 1 日	5
26	港区	東京都	令和 2 年 4 月 1 日	16
27	文京区	東京都	令和 2 年 4 月 1 日	10
28	世田谷区	東京都	平成 27 年 11 月 5 日	151
29	渋谷区	東京都	平成 27 年 11 月 5 日	62
30	中野区	東京都	平成 30 年 8 月 20 日	84
31	豊島区	東京都	平成 31 年 4 月 1 日	37

No	自治体名	都道府県	開始日	開始日から令和3年6月30日までの累積件数
32	足立区	東京都	令和3年4月1日	14
33	江戸川区	東京都	平成31年4月1日	27
34	府中市	東京都	平成31年4月1日	10
35	小金井市	東京都	令和2年10月20日	1
36	国分寺市	東京都	令和2年11月15日	5
37	国立市	東京都	令和3年4月1日	8
38	横浜市	神奈川県	令和1年12月2日	187
39	川崎市	神奈川県	令和2年7月1日	43
40	相模原市	神奈川県	令和2年4月1日	18
41	横須賀市	神奈川県	平成31年4月1日	26
42	鎌倉市	神奈川県	令和1年12月4日	7
43	藤沢市	神奈川県	令和3年4月1日	13
44	小田原市	神奈川県	平成31年4月1日	9
45	茅ヶ崎市	神奈川県	令和3年4月1日	6
46	逗子市	神奈川県	令和2年4月1日	4
47	三浦市	神奈川県	令和3年1月1日	0
48	大和市	神奈川県	令和3年4月1日	11
49	南足柄市	神奈川県	令和3年7月1日	-
50	葉山町	神奈川県	令和2年7月1日	5
51	大井町	神奈川県	令和3年7月1日	-
52	新潟市	新潟県	令和2年4月1日	10
53	金沢市	石川県	令和3年7月1日	-
54	松本市	長野県	令和3年4月1日	3
55	浜松市	静岡県	令和2年4月1日	31
56	富士市	静岡県	令和3年4月1日	8
57	豊橋市	愛知県	令和3年4月1日	1
58	西尾市	愛知県	令和1年9月1日	0
59	豊明市	愛知県	令和2年5月1日	3
60	いなべ市	三重県	令和2年7月1日	0
61	伊賀市	三重県	平成28年4月1日	5
62	京都市	京都府	令和2年9月1日	66
63	亀岡市	京都府	令和3年3月1日	1
64	長岡京市	京都府	令和3年6月1日	2
65	大阪府	大阪府	令和2年1月22日	73

No	自治体名	都道府県	開始日	開始日から令和3年6月30日までの累積件数
65	大阪府	大阪府	令和2年1月22日	73
66	大阪市	大阪府	平成30年7月9日	309
67	堺市	大阪府	平成31年4月1日	32
68	貝塚市	大阪府	令和2年9月1日	3
69	枚方市	大阪府	平成31年4月1日	15
70	富田林市	大阪府	令和2年7月1日	2
71	大東市	大阪府	令和1年12月4日	1
72	交野市	大阪府	令和1年11月22日	1
73	尼崎市	兵庫県	令和2年1月1日	22
74	明石市	兵庫県	令和3年1月8日	16
75	西宮市	兵庫県	令和3年4月1日	7
76	芦屋市	兵庫県	令和2年5月17日	2
77	伊丹市	兵庫県	令和2年5月15日	3
78	宝塚市	兵庫県	平成28年6月1日	10
79	川西市	兵庫県	令和2年8月1日	2
80	三田市	兵庫県	令和1年10月11日	3
81	猪名川町	兵庫県	令和3年4月1日	0
82	奈良市	奈良県	令和2年4月1日	4
83	大和郡山市	奈良県	令和2年4月1日	2
84	天理市	奈良県	令和3年4月1日	0
85	生駒市	奈良県	令和3年4月1日	1
86	岡山市	岡山県	令和2年7月1日	8
87	総社市	岡山県	平成31年4月1日	3
88	広島市	広島県	令和3年1月4日	15
89	徳島市	徳島県	令和2年4月1日	5
90	吉野川市	徳島県	令和3年1月1日	0
91	北島町	徳島県	令和3年4月1日	0
92	高松市	香川県	令和2年4月1日	11
93	東かがわ市	香川県	令和3年1月1日	1
94	三豊市	香川県	令和2年1月1日	3
95	土庄町	香川県	令和3年4月1日	0
96	小豆島町	香川県	令和3年4月1日	1
97	多度津町	香川県	令和3年4月1日	1

No	自治体名	都道府県	開始日	開始日から令和3年6月30日までの累積件数
98	高知市	高知県	令和3年2月1日	8
99	北九州市	福岡県	令和1年7月1日	14
100	福岡市	福岡県	平成30年4月2日	100
101	古賀市	福岡県	令和2年4月1日	3
102	長崎市	長崎県	令和1年9月2日	9
103	熊本市	熊本県	平成31年4月1日	8
104	臼杵市	大分県	令和3年4月1日	0
105	宮崎市	宮崎県	令和1年6月10日	19
106	延岡市	宮崎県	令和3年4月26日	0
107	日南市	宮崎県	令和3年4月1日	0
108	木城町	宮崎県	令和2年4月1日	0
109	指宿市	鹿児島県	令和3年4月1日	0
110	那覇市	沖縄県	平成28年7月8日	38
合計件数				2018

出典元：渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査